

3. 富良野市建設工事入札参加者資格審査及び指名選考規程

(目的)

第1条 この訓令は、富良野市が発注する工事の請負及び工事に関する業務の委託等(以下「工事等」という。)の入札参加者の資格審査及び指名選考について必要な事項を定めることを目的とする。

(指名選考委員会)

第2条 工事等の入札参加者の資格審査及び指名の適正な執行を図るため、富良野市建設工事入札参加者資格審査・指名選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第3条 委員会の委員には次に掲げる委員をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 建設水道部長
- (3) 技術審査課長
- (4) 技術審査課技幹
- (5) 都市施設課長
- (6) 都市建築課長
- (7) 上下水道課長
- (8) 農林課主幹
- (9) 財政課長
- (10) 地籍調査課長

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、建設水道部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員長は工事等の内容に応じ、委員長が指名するものを説明員として委員会に出席させることができる。

(参加者の選考)

第6条 指名競争入札等に参加させるべき者の選考は、別表の指名競争入札参加者指名基準に基づき行うものとする。

2 一般競争入札の参加者の資格審査については、富良野市建設工事等競争入札参加資格関係事務処理規程及び富良野市建設工事地域限定型一般競争入札実施要領に基づき行う。

(指名参加業者選考調書の作成等)

第7条 技術審査課は、委員会において一般競争入札の参加者の資格審査が行われたときは、資格審査調書を作成しなければならない。

2 技術審査課は、委員会において指名競争入札の参加者の指名選考が行われたときは、指名参加業者選考調書を作成し、指名選考の過程、理由及び議決等の状況等を記録し、記名押印しなければならない。

3 前2項に定める資格審査調書及び指名参加業者選考調書には、第3条に定める委員がその内容を確認し、記名押印するものとする。

4 資格審査及び指名選考等に要した資料並びに第1項及び第2項の調書は、技術審査課が保存する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、技術審査課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (平成21年4月30日訓令第9号)

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月1日訓令第10号)

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

令和2年4月15日一部改正

指名競争入札参加者指名基準

第1条（共通的基本準）

指名競争入札に参加する者は、次に掲げる共通的基本準たる要件を満たしていなければならないとともに、指名に当たっては契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において地場業者の育成に努めなければならない。

1 経営内容等

指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がなされないこととなるおそれがない者であること。

2 法的適正

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規程に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

3 技術的適正

契約の性質又は、目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は、設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は、設備を保有する者であること。

4 経営規模的適正

指名しようとする時点において、未履行契約高（現に履行中のものを含む。）と当該指名競争入札に係る予定契約高とを総合して経営規模に余裕があると認められる者であること。

第2条（事業別基準）

指名競争入札に参加する者は、契約ごとの次に掲げる事業別基準たる要件を満たしていなければならない。

1 工事の請負

工事（土木工事（舗装工事を含む。）、建築工事、管工事、電気工事、水道工事、造園工事、）の請負契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする工事の予定価格（以下「予定価格」という。）に対応する等級に格付けされた者であること。ただし、次の格号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める者を指名することができる。

- (1) 指名競争入札に付そうとする工事が、その施工上特殊な専門的技術を必要とする場合資格者名簿（富良野市建設工事等競争入札参加資格関係

事務処理規程（平成6年訓令第2号）第3条3項に規定する資格を有する者の名簿をいう。以下同じ。）の登録された者。

- (2) 指名競争入札に付そうとする工事がその施工上高度な技術を必要とする場合予定価格に対応する等級より上位の等級に格付けされた者。
- (3) 指名競争入札に付そうとする工事が全体計画の一部である場合当該計画に係る全体の契約予定金額を勘案の上、予定価格に対応する等級より上位の等級に格付けされた者。
- (4) 指名競争入札に付そうとする工事がその内容、施工方法、施工に必要な機械器具、設備の保有状況等の諸条件から、予定価格に対応する等級によりがたい特別の理由があると認められる場合、資格者名簿に登録された者。
- (5) 指名競争入札に付そうとする工事が、第1号から前号によりがたい理由により特例を必要とする場合、その特例に該当する者。
- (6) その他、指名選考委員会が認めた場合は、予定価格に対応する等級の上位及び下位の格付け等級の中から指名又は選定することができる。

第3条（指名の制限）

工事等の指名競争入札に参加する資格を有するもの（以下「資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、指名をすることができない。ただし特別の事由があるときは、この限りでない。

- (1) 不誠実な行為があるもの
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、森林法（昭和26年法律第249号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の法令等又は他の条例等の規定に違反し処分を受けているもの
 - イ 富良野市建設工事等競争入札参加資格者指名停止事務処理規程（平成14年訓令第11号）に基づき指名停止の措置を受けているもの
 - ウ 工事請負契約書に基づく発注者の措置要求に請負業者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であるもの
 - エ アからウまでに掲げるもののほか不誠実な行為があるもの
- (2) 経営状況が著しく不健全であるもの
- (3) 工事施工成績が不良であるもの

第4条（指名の取消し）

当該資格者が指名後前項に該当することとなったときは、指名を取消すものとする。ただし、特別の事由があるときはこの限りではない。